

鳥取市補助金カルテ

NO.	299	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市リノベーション事業化推進事業補助金				
概要	中心市街地内の遊休不動産を活用した事業化に伴う建物改修等に要する経費や遊休不動産を活用して実施する回遊性や賑わいの向上に資するイベント等の開催に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2402）、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	R4	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	遊休不動産利活用推進事業費					
R7予算	1,200千円					
R7予算 積算根拠	事業化支援 1,000千円×1件 イベント支援 200千円×1件			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	2	1,200
				R5	1	868
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	3分の2			上限額	200千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	市内に拠点を置く団体または個人				
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> 遊休不動産等活用検討事業で検討された事業の事業化又は鳥取市中心市街地活性化協議会が実施する遊休不動産マッチング事業に伴う事業化 遊休不動産を活用するイベントの開催 				
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 事業化支援 事業化を行うために要する経費 イベント支援 イベント等の開催に要する経費 				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-6 中心市街地活性化のために推進が必要な事業であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	300	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中心市街地活性化協議会運営補助金				
概要	鳥取市中心市街地活性化協議会の運営費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	H19	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	中心市街地活性化協議会運営助成事業費					
R7予算	1,500千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R7予算 積算根拠	3,000千円×1/2=1,500千円			R6 (見込)	1	1,500
				R5	1	1,336
				R4	1	1,428
				R3	1	1,381
補助率・補助額	2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市中心市街地活性化協議会				
交付要件	中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第15条第1項により組織された中心市街地活性化協議会				
対象経費	給与、賃金 会議費 旅費交通費 通信運搬費 消耗品費 印刷製本費 燃料費 光熱水費 使用料及び賃借料 報償費 委託費 手数料 交際費(開店祝い花輪に係る経費に限る。)				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実地検査で証憑書類を確認				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める補助金の割合	50.0%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	○	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	×	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	13

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 補助対象者は本補助事業を実施するための自主財源に乏しいため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	事業内容の妥当性を精査し、公平性に努めるとともに、必要に応じて対象経費や補助率の見直し等を検討する。
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	301	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金(中心市街地活性化事業費)				
概要	中心市街地内における集客力、回遊性、滞在性、経済活力の向上に資するイベントの開催に要する経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画(施策2402)、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	H31	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	中心市街地活性化助成事業費					
R7予算	2,000千円					
R7予算積算根拠	200千円×10件			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	10	2,000
				R5	8	1,600
				R4	7	1,886
				R3	9	2,684
補助率・補助額	5分の4			上限額	200千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市民又は鳥取市に主たる事務所を有する団体				
交付要件	中心市街地内におけるイベント開催事業で、集客力、回遊性、滞在性、経済活力の向上に資するもの				
対象経費	報償費、旅費、消耗品費、広告宣伝費、雑役務費、委託費、使用料及び賃借料、光熱水費、その他市長が必要と認める経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-6 中心市街地活性化のために推進が必要な事業であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	302	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	弥生にぎわい拠点市民交流ホール運営補助金				
概要	弥生にぎわい拠点市民交流ホールの運営費補助。				
補助金区分	施設運営費補助				
根拠法令	第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	H17	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費		
歳出事業名	市民交流ホール運営費補助金						
R7予算	9,878千円						
R7予算積算根拠	・人件費 5,293千円×10/10 ・管理費 5,731千円×4/5				過去実績	件数	決算額 (千円)
					R6 (見込)	1	9,878
					R5	1	9,878
					R4	1	9,878
					R3	1	9,878
補助率・補助額	10分の10、5分の4				上限額	設定なし	
特定財源	その他(地方債、諸収入等)						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取商工会議所						
交付要件	弥生にぎわい拠点(パレットとっとり)市民交流ホール運営主体						
対象経費	人件費、固定管理費(共益費、事務管理費、保険料、租税公課、修繕費)						
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。						
実績確認	実績報告書へ実績に基づく稼働状況表及び写真等を添付させ、確認する。						

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	×	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	5
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 第4期中心市街地活性化基本計画により推進する事業であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	事業内容の妥当性を精査し、公平性に努めるとともに、必要に応じて内容の見直し等を検討する。
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助対象経費に人件費が含まれている。特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	303	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金(鳥取駅前太平線再生プロジェクト事業費)				
概要	中心市街地内における集客力、回遊性、滞在性、経済活力の向上に資するイベントの開催に要する経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画(施策2402)、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	H31	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	土木費	項	都市計画費	目	都市計画総務費	
歳出事業名	鳥取駅前太平線再生プロジェクト事業費					
R7予算	2,000千円					
R7予算積算根拠	500千円×4件			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	4	2,000
				R5	4	2,500
				R4	4	2,000
				R3	4	1,972
補助率・補助額	5分の4			上限額	2,000千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	新鳥取駅前地区商店街振興組合				
交付要件	市道駅前太平線又は市道駅前太平線を中心に鳥取駅周辺エリア一帯で実施する事業で、集客力、回遊性、滞在性、経済活力の向上に資するもの				
対象経費	報償費、旅費、消耗品費、広告宣伝費、雑役務費、委託費、使用料及び賃借料、光熱水費、その他市長が必要と認める経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 中心市街地活性化のために推進が必要な事業であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	補助内容や対象経費について、改善すべき点がないか検討していく。
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	304	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中心市街地活性化協議会設置団体運営補助金				
概要	中心市街地活性化協議会を組織する一般財団法人鳥取開発公社に対し、協議会の運営に要する経費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	H19	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	中心市街地活性化協議会運営助成事業費					
R7予算	11,513千円					
R7予算積算根拠	・プロジェクトマネージャー、スタッフ(2人)人件費 11,177千円×10/10 ・一般管理費 793千円×1/2			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	1	11,078
				R5	1	12,221
				R4	1	11,224
				R3	1	6,817
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	(一社) 鳥取開発公社				
交付要件	中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第15条第1項の規定に基づき中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)を組織する団体				
対象経費	給与、報酬、謝金・保険料・共済費・委託費(専門人材による事業実施に係るもの)・会議費・旅費交通費・通信運搬費・消耗品費・印刷製本費・燃料費・光熱水費・使用料及び賃借料・報償費・雑費・委託費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告時の実地検査で証憑書類を確認。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める補助金の割合	97.3%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	×	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-6 補助対象者は本補助事業を実施するための自主財源に乏しいため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	事業内容の妥当性を精査し、公平性に努めるとともに、必要に応じて対象経費や補助率の見直し等を検討する。
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助対象経費に人件費が含まれている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	305	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市まちなか空き家残置物処分事業補助金				
概要	空き家情報バンクに賃貸物件として登録された中心市街地の物件を対象に、空き家の残置物処分に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2402）、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	R6	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	街なか居住推進事業費					
R7予算	600千円					
R7予算積算根拠	300千円×2件=600千円			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	1	193
				R5	0	0
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	4分の3			上限額	300千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	県内に在住する個人、県内に主たる事務所又は活動拠点を置く団体 等				
交付要件	事業対象の空き家は次の要件をすべて満たすこと。 ・国又は地方公共団体等の所有ではないこと。 ・建築基準法その他関係法令に違反していないこと。 ・事業実施期間終了までに鳥取市空き家情報バンクに賃貸専用物件として登録し、対象建築物を4年以上賃貸の用に供すること。				
対象経費	空き家の残置物処分（残置された家財等の搬出及び廃棄）に要する費用 ※補助対象となる残置物処分は、鳥取市内に本店又は営業所等を有する事業者で行ったものに限る。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 県間接補助事業であり補助率が定められているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	306	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市まちなか空き家改修支援事業補助金				
概要	中心市街地の空き家の利活用に向けて、戸建て空き家を居住用に改修する経費や店舗等に用途変更する費用等を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2402）、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	H25	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	街なか居住推進事業費					
R7予算	1,000千円					
R7予算 積算根拠	空き家改修支援事業 500千円×2件			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	0	0
				R5	0	0
				R4	2	1,000
				R3	0	0
補助率・補助額	2分の1			上限額	500千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	補助対象建築物を所有、賃貸借または購入しようとする県内に在住する個人等				
交付要件	居住のための改修：実績報告日までに補助対象建築物に世帯当たり1名以上が入居するものとし、当該居住者のうち交付申請の日における年齢が45歳未満で、かつ中心市街地外から中心市街地に転入する者で10年以上居住するなどの要件を満たす者であること。				
対象経費	空き家の利活用に必要な改修工事等に要する経費。				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
02-09		効果目標の設定がある	○		
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	補助率の見直しなど、適宜、補助内容について検討していく
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	307	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	弥生にぎわい拠点市民交流ホール利用促進補助金				
概要	弥生にぎわい拠点市民交流ホールの運営者が、市民活動等で利用する団体の市民交流ホール利用料金減免相当額に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	H17	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費
歳出事業名	市民交流ホール運営費補助金				
R7予算	1,520千円				
R7予算積算根拠	過去の実績から算定。				
	過去実績	件数	決算額(千円)		
	R6(見込)	1	1,520		
	R5	1	1,018		
	R4	1	1,138		
	R3	1	1,482		
補助率・補助額	3分の2			上限額	設定なし
特定財源	その他(地方債、諸収入等)				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取商工会議所				
交付要件	市民交流ホール利用者の利用料金減免額相当分				
対象経費	ホール利用料のうち、減免とした部分				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の利用実績に基づく計算書で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 第4期中心市街地活性化基本計画により推進する事業であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	事業内容の妥当性を精査し、公平性に努めるとともに、必要に応じて補助上限額の見直し等を検討する。
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	308	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市まち歩き推進実証事業補助金				
概要	第4期中心市街地活性化基本計画にて設定している「まち歩き推進ゾーン」において、鳥取市中心市街地活性化協議会が実施するまち歩き推進実証事業に対して支援を行うもの。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	R7	終期	R7年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	まち歩き推進事業費					
R7予算	2,000千円					
R7予算 積算根拠	対象経費 2,500千円×4/5			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	0	0
				R5	0	0
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	5分の4			上限額	2,000千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市中心市街地活性化協議会				
交付要件	中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第15条第1項の規定に基づき設置される鳥取市中心市街地活性化協議会				
対象経費	鳥取市中心市街地活性化基本計画で定める「まち歩き推進ゾーン」での賑わい創出やウォーカブル推進に資する実証事業の実施に係る経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 第4期中心市街地活性化基本計画により推進する事業であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	309	担当課	まちなか未来創造課	外線	0857-30-8331
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	パレットとっとり20周年記念事業補助金				
概要	パレットととりの建設20周年を記念し、日頃の利用者への感謝を示すとともに、新たな利用者確保することを目的とするイベントの実施に対して支援を行うもの。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2402）、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画				
創設年度	R7	終期	R7年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	市民交流ホール運営費補助金					
R7予算	1,000千円					
R7予算 積算根拠	対象経費 1,326千円×4/5 上限額 1,000千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	0	0
				R5	0	0
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	5分の4			上限額	1,000千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取本通商店街振興組合				
交付要件	パレットととりを所有する鳥取本通商店街振興組合が、パレットととりの建設20周年を記念する事業を実施するにあたり必要な経費				
対象経費	パレットととりの建設20周年に際して実施されるイベントに係る経費				
精算方法	同一年度内に実績報告、額確定、精算（返還）まで実施				
実績確認	実績報告の際、相手方に収支報告に領収書等の証憑を添付させている。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	中心市街地の再生を目的として建設された施設であり、商業集積機能のほか公共公益的役割を担っているため。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-